

平成 30 年 1 月 12 日

各 位

クラシテ株式会社

国土交通省関東地方整備局からの監督処分に係る業務改善措置について

当社は、所管監督官庁の国土交通省関東地方整備局より平成 29 年 12 月 5 日に受理した監督処分「指示」に基づき、業務改善措置を講じ、本日、「業務改善報告書」を提出いたしました。

当社は本件発覚後直ちに業務改善に向けた取り組み（再発防止等）に着手し、下記のとおり全て完了しております。引き続き、全社挙げて再発防止に取り組んでまいります。

お取引をいただいているお客様をはじめ関係の皆様にご迷惑を改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 業務改善に向けた取り組み

(1) 違反行為の概要及び処分内容の周知徹底について

今回の違反行為の概要は、行為の発覚後に全社朝礼にて社内で周知し、全容解明についての進捗及び全体が明らかとなった時点で管理職への説明を行い、管理職から所轄社員への周知を行いました。

監督処分内容につきましても、直ちに役員及び社員に対し、全社朝礼での報告を行い、通達文書を発信し周知いたしました。

- 4 月 全社朝礼
- 5 月 事業本部会議（進捗報告）
- 6 月 事業本部会議（全容解明結果、再発防止策案）
- 8 月 事業本部会議（確定再発防止策）、通達発信
- 12 月 通達発信（監督処分について）、全社朝礼（監督処分について）

*事業本部会議は事業部門の管理者全員が参加する会議となっています。

以上、事案の発生以降、社内への周知を完了いたしました。

(2) 法の規定の遵守及び再発防止を図るための研修・教育の継続的实施について

本件事案を検証し、弊社の反省点を踏まえ、社内調査委員会において再発防止策を策定し(注)、監督処分前に管理職向けの研修において、再度事案の概要説明を含み、確認を行いました。

同じく管理職から全社員に対し説明・指導を行い、法令遵守の徹底を指導いたしました。

- 9 月以降（月次） 会計担当部門・内部研修
- 11 月以降（年 2 回実施） 管理職研修・全社員対象研修

(注)社内調査委員会の調査結果及び再発防止策を独立委員会で検証

社内調査委員会の調査結果及び同委員会が策定した再発防止策について、親会社である日本社宅サービス株式会社の社外役員三名（弁護士、公認会計士）で構成した独立委員会への報告を行うとともに、検証を依頼し、その結果、発生原因の分析及び再発防止策は有効であり、加えてその他のリスク要因もない旨、意見をいただきました。

以上、全社員を対象とした研修・教育に関しまして、一巡・完了いたしました。今後とも、継続的に社内研修及び説明会を実施し、再発防止を図ってまいります。

(3) 今回の事案を踏まえた管理業務の点検の実施と再発防止に向けた措置について

本件事案の発覚後、管理委託契約を締結いただいている全ての管理組合様を対象に、同様の事案が生じていないかの一斉点検を実施し、適正に処理が行なわれている旨のご報告をいたしました。また、以下のとおり、再発防止策を実施いたしました。

① 3月～ フロント社員による「通帳持出禁止」(申請システム廃止)

フロント社員による支払業務禁止

会計仕訳時の証憑確認徹底

② 8月 通達により社内周知

・非現金化(払戻請求書に「現払不可」の印、
メイン銀行に協力を得て相互牽制開始)

・管理組合からの現金持込申請を振込に変更

③ 移管が可能な金融機関の拠点保管通帳を本社会計事務部門へ集約

払戻等を行うため拠点にて保管していた口座の通帳について、他の管理組合様の口座通帳と同様に本社会計事務部門で一括管理を行うため、順次移管することとしました。また、移管が不可能な金融機関の拠点保管通帳の口座については、管理組合様に対し、引き続き本社会計事務部門で対応可能な金融機関への変更を依頼しながら、了解が得られるまでの間、定めたルールに従い厳格に管理してまいります。

④ 管理組合様からの通帳提示依頼は「原本証明」を付し、コピー対応を依頼

従来、監査などで管理組合様から通帳の提示が求められた場合、社内申請のうえ行っていた通帳持出は弊社の「原本証明」を付し、コピー対応を依頼しております。

⑤ 自主点検及び同自主点検に対する内部監査室による業務監査実施

再発防止策に基づいた変更業務を中心に、現状正しく理解がされたうえで業務が浸透しているかをチェックリストに基づいて拠点及び会計事務部門で役職者による自主点検を行い、その結果について内部監査室による業務監査を実施しました。

その結果、再発防止策について周知され適切な処理が行なわれていることを確認しました。

以上、管理業務の点検の実施及び再発防止に向けた措置を完了しております。

今後も継続して、社内牽制機能の強化と業務管理体制の整備、維持に努めてまいります。

2. 新たなサービスの提供

万が一不正等により生じた場合の損失を当社が補償する新サービスをご提供してまいります。

以 上